

第2部 朝鮮総督府による映画の統制と国策化

第4章 映画取締初期の状況

1. 興行物取締による映画の初期統制段階

各道別の映画規制

日本による映画検閲は日韓併合以前から実施されていた。朝鮮総督府警務局が発行した『活動写真フィルム検閲概要』によると、映画の検閲は韓国統監府時代（1905～1910）から実施され、朝鮮総督府の設置後には警務総監部傘下の警務系統保安警察主管で行なわれた¹。

草創期の映画検閲は主に公安と風俗取締を目的に、又興行場取締は保健上若しくは風俗取締の目的で実施された。従って、常設館の暗闇と映画のわいせつ的な場面、犯罪、思想問題等が当時の検閲と興行上の取締の主要対象となった。映画の草創期にもかかわらず朝鮮総督府は映画を非常に厳格に取締った。次は1911年（大正元年）の『新韓民報』の記事で、初期映画取締に関する当時の状況を説明している。

市中に映画を上映する所が日増しに増えているが、その場面の大部分が殺人を犯したり、泥棒を働いたり、放火したり、淫乱だったりと種々風俗に関係するものが多く、警務庁では各地の映画を検査して許可を得た後に上映するようにしている。ところが最近、ある上映場でキリスト教に反対して牧師を殺す映画を上映して罰金刑を受けた²。

次は植民地における公安と風俗に対する当時の映画検閲が如何に厳重だったかについての『活動之世界』の記事である。

取締規則の程度問題—満州や朝鮮でも活動写真は充分盛んに行われて居るようだが朝鮮では、余り卑俗な淫猥なものばかり流行したため、寺内伯が総督になった時に活動写真の取扱が非常に厳重になって、接吻をしたり、挑発的なことをしたりするフィルムは勿論のこと、未婚の男女が手を取り合うところさえ、映写することを禁じられてしまった。そして館内でも、男の席と女の席とは判然と別たれたような有様で女給も派手な化粧はしないことになった³。

ところが朝鮮総督府のこのような映画に対する厳重な検閲はその施行において、全国的に統一された特定機関も、一定した基準もなく、各道の警察署の担当者が既存の興行物取締の視点から統制に臨んだものだった。当時の興行物とは劇場、活動写真館、寄席等の興行場で行なわれる演劇、映画、奇術、音楽公演等の演芸活動と、浪花節、講談等の在朝鮮日本人のための日本伝統演芸等を含んでいた。従って映画検閲は映画常設館と上映のみの規制案なしの、多種多様な興行物取締の一環だったため、各道別に行なわれた映画館の取締は観点が各様であらざるを得なかった。

映画の内容に対するフィルムの検閲も各地方毎に異なっていた。映画興行業者は映画を上映しようとする地方の警察署長に検閲申請書と共にフィルムと説明台本を提出しなければならなかった。警察署では提出されたフィルムと説明台本を詳細に検査した上で公安と風俗に問題がなければ説明台本に許可証を捺印して上映を許可した。

ところが、フィルムを直接検査できる警察署は京城府にしかなかった。当時、行政管制において管轄区域の関係上、京城府は総督府警務総長の直轄だったので、京城府内で上映するものは警務総監部に設置された映写機を利用して検閲を受けることになった。他の都市では演劇検閲と同様に説明台本で上映許可の可否を決定していた。上映の許可が下りると興行場臨検の警察官が現場に立会って、許可された台本通りに上映されているか確認するという方法で映画の検閲が行なわれた。

このように映画の検閲や常設館に対する取締が独自の規制案なしに、一般興行物の取締規定に従って実施されたが、当時の興行物取締規定は具体的に明文化されておらず、全国的に統一されてもいなかった。各地方の警察署の非原則的で強圧的な取締に、映画業者の苦労は一方ならなかったものと思われる。朝鮮で興行および興行場の取締が具体的に明文化され、全国的な統一案が実施されるようになったのは1922年以降であり、興行取締案は映画の検閲と常設館の取締基準が主だったことがわかる。

各道の興行取締令制定

映画が全国的に普及すると共に常設館が各地に新設されて観客が急増すると、各道では興行を取締る具体的で明文化された法的根拠が必要となった。1921年から各道では興行物取締規制を準備するようになった。映画、演劇、演芸活動等の興行物に関する取締規則として一番最初に制定したのは平安南道で、1922年（大正11）2月28日に「興行取締規則」（附録-1）を道令として公布と共に施行した。そのことを当時の『毎日申報』は次のように報道している。

興行物取締令平南で率先—昨年から平安南道で計画中であった興行物取締規則は初稿を完了して総督府の認可を得たので、2月28日に総督府の官報に公表し、44か条からなっている。今まで本道では完全な取締規制のないままに統監府時代⁴に施行されていた取締法を基に警察取締規則を適用してきた。これからは平壤と鎮南浦等での活動写真常設館の設置、増改築等に関して、取締に支障のないように他道に率先して施行するという⁵。

同年3月には京畿道で「興行場及び興行取締規則」（附録-2）が公布、忠清北道で9月に「興行取締規則」（附録-3）が施行、咸鏡北道で1924年（大正13）2月に「興行取締規則」（附録-4）が施行、忠清南道では1927年（昭和2）に「興行並興行場取締規則」（附録-5）が施行されるなど、興行物取締規則は各道へと波及していった。

表<4—1>京畿道「興行場及び興行取締規則」適用劇場及び映画常設館

管轄警察署	劇場名	所在地	経営者	系統	客席数
本町署	京城劇場	京城府本町		公演場	
〃	壽館浪花座	〃		〃	
〃	浪花館	〃		〃	
〃	喜楽館	〃	松田正雄	日	1,300
〃	中央館	京城府永楽町一丁目	藤本省三	東	733
〃	大正館	京城府桜井町一丁目	新田精一	松	780
〃	黄金館	京城府黄金町四丁目	早川孤舟	帝	1,500
〃	光武台	京城府		公演場	
鐘路署	団成社	京城府鐘路	朴承弼	松、ユ	960
〃	優美館	京城府貫鉄洞	柴田三代治	洋画、自由	520
龍山署	京龍館	京城府龍三漢口通	松田正雄	東	750
仁川署	瓢館	仁川府新町十八	新田又平	東、ユ	1,500

出典：管轄警察署、劇場名は『毎日申報』1922年3月1日、系統は『日本映画年鑑大正十三・四年』479頁、所在地、経営者、客席数は国際映画通信社発刊の『日本映画事業総覧』1927年版の695～696頁を参考に作成。

*：<松>松竹、<日>日活、<東>東亜、<帝>帝キノ、<ユ>ユニバーサル。

興行物取締規定は各道別に制定された為、1944年（昭和19）5月に朝鮮総督府令第197号に制定された「朝鮮興行等取締規則」（附録-6）として統一されるまで、「興行取締規則」⁶、「興行場及び興行取締規則」、又は「興行及び興行場取締規則」⁷等と各自各様に呼称されていた。しかし、各条項は映画、演劇、演芸、その他興行物の検閲と興行場の設備や環境に関する取締を扱っており、表題は異なってもその内容は似通っていた。

興行物取締規定の内容がどれも同じようだったのは、日本で1921年（大正10）に制定された「興行場及び興行取締規則」及び「大阪府観物場遊覧所取締規則」を踏襲したためである。「興行場及び興行取締規則」は日本最初の映画単独法として法制化された「活動写真興行取締規則」を拡大化したものである。「活動写真興行取締規則」は日本の警視庁が東京市管轄区域内の映画興行に関して取締るために1917年（大正6）に全国で初めて警視庁令として法制化されたもので、第1章—総則、第2章—興行場、第3章—フィルムの検閲、第4章—説明者、第5章—興行、第6章—別則及び附則の総51条からなっている。

この規則は上映作品を甲種と乙種に区別し、甲種フィルムは15歳未満の観覧を認めない等、厳格な興行規制案が含まれており、その規制の底辺には映画を罪悪視する傾向があつて、施行の初期から興行業界の反発が少なくなかった。その結果甲種乙種の制限は撤廃され、厳罰主義の取締は緩和された。こうした状況の中で「活動写真興行取締規則」は廃止され、代替規制案として「興行場及び興行取締規則」が制定された⁸。

「興行場及び興行取締規則」は最初1921年（大正10）7月に警視庁令第15号として制定され、その後1922年（大正11）8月に警視庁令第20号、1925年（大正14）6月に警視庁令第28号として改訂が続き、最終的には100条の条項が連なった。

第1章では総則、第2章は興行場、第3章は興行、第4章は別則を取扱っており、最後に附則が添えられている。興行場を扱った第2章では第1節の総則においてこの規則で取扱う興行の範疇を演劇、活動写真、演芸、その他の観物に規定し、興行場を劇場、活動写真館、演芸場及び観物場に区分している。第2節では各興行場の内部構造及び設備に関する規定が明示されている。

第3章第1節には興行人に関する規定として、興行業者が守るべき各種の事項、即ち映画興行時間、臨検警察官に対する態度、映画館内の衛生と風俗等に関する規則を列挙している。第2節脚本及び「フィルム」では検閲方針に該当する事項を扱っている。特に第67条では検閲で認められない内容を提示している。検閲基準としては曖昧な条項だが、法令として初めて明文化されており、朝鮮で施行された興行物取締規定に大きく影響を与えたので、ここに紹介することにする。

1. 勸善懲悪の趣旨に違ふ内容と認められるもの
2. 嫌悪、猥褻、又は残酷な内容と認められるもの
3. 犯罪の手段と方法を助長する内容と認められるもの
4. 不必要に世間を風刺したり、政局を混乱に陥れる内容と認められるもの
5. 国交親善を阻害する内容と認められるもの
6. 教育上悪影響を与える内容と認められるもの
7. その他公安と風俗を害する内容と認められるもの⁹

また、第3節は演技者及び映画説明者（弁士）¹⁰に関する規定で、資格条件、興行場内での遵守事項、公安及び風俗維持に関する行為制限などを取扱っている。

大阪では1921年（大正10）1月に大阪府令第7号に改定¹¹された「大阪府観物場遊覧所取締規則」により映画の検閲が行なわれた。この規則は全部で31条からなっており、興行場の設置規定、フィルムの検閲と手続きの方法、映画説明者に関する規定、興行場の環境及び興行者の遵守事項などがその主な内容となっている。その中でも特に、説明者の品行と映画館内部の環境に関する規定が強調されている。興行と検閲を規定した第10条の15の項目のうち、8つの項が映画説明者に関する内容であり、公安と風俗を乱す言動を厳重に規制している。上映中には大阪府が交付した本人の写真が貼ってある免許証を携帯し、3年毎に再交付を受けるようにしている。また、第21条では興行場内の環境を規定しており、上映中の客席は観客の容貌が認識できる程度の照度、1時間の上映ごとに5分間の休憩による換気と採光、消火施設といった公安、風俗、消防に関する規定が具体的に明示されている。

東京と大阪の「興行場及び興行取締規則」と「大阪府観物場遊覧所取締規則」が1921年（大正10）に法制化後、映画の検閲が体系化されたのと同時に、朝鮮総督府でも各道に映画の検閲と興

行場の取締令を制度化するようにしたのである。従って1922年（大正11）から平安南道の「興行取締規則」を始めとして、「興行場及び興行取締規則」、「興行及び興行場取締規則」等の興行取締令を各道毎に道令として制定して映画の検閲といった興行及び興行場の取締を施行するようになったのである。

平安南道「興行取締規則」の概要

1922年（大正11）に平安南道の道令として公布・施行された「興行取締規則」は総44ヶ条からなっており、興行場の建設及び構造設備、映画説明者を始めとする興行業者の遵守事項、映画検閲の基本方針、興行中の場内環境、観客の遵守事項等を規定している。この規則は前記した日本の「興行場及び興行取締規則」と「大阪府観物場遊覧所取締規則」に類似しているのが分かる。その概要を、当時朝鮮総督府官報第2861号¹²（附録-1）を参考に各条別に簡単にまとめてみよう。

第1条では取締令の影響を受ける範囲について言及している。即ち、「興行取締規則」の法的効力が及ぶ興行場と興行の種類で、興行場とは劇場、活動写真館、寄席を指し、興行とはそこで公演される演劇、活動写真、奇術、浪花節、講談、軽業、浄瑠璃、狂言、相撲、その他動物ショーなど、観衆を集めて観覧させる全ての行為をいう。日本の興行物取締令では興行の範囲を演劇、活動写真、演芸、その他観物と規定しているのに比べて具体的になっている。

第2条から第8条までは興行場を建設したり、増改築または構造を変更する許可を得る場合に必要な書類や出願手続きを規定し、特に第7条では興行場を建設する場合の危険予防と公安、衛生等を強調している。

第9条は22項目にわたって劇場の構造設備に関する制限について言及しており、火災予防、火災時の退避救助、公安及び風俗維持に関する内容である。火災予防に関しては内外の壁面と屋上を不燃性の材料とし、高さ50尺以上の屋上には避雷針を設置し、隣の建物とは一定の距離を置いて建築するようにする等、細かく記述している。客席通路の幅と非常口の大きさや数についても客席の定員によって規定し、建物の前面には幅7尺以上の出入口を2ヶ所以上設けなければならない。観客定員800人以上の場合には200人増加する毎に幅を1尺ずつ広げるようにした。客席の構造に関しては、公安及び風俗維持のために男子席、女子席、家族席に区分して、よく目につく場所に表示するようにした。また、一人当たりの座席は4.5平方尺¹³以上とし、立見席の場合は1坪当たり15人以下とするようにした。その他にも演技者が使用する扮装室、浴室などへ観客が出入できないように設置することや、場内の適当な位置に警察官の臨検席を設置すること等を規定している。

第10条は映画館の構造設備に関する条項で、第9条で言及した劇場内の規定以外に、映画館が遵守すべき事項を別途に規定している。引火性の強いフィルムを取扱う映写室は耐火構造にし、映写室の出入口と窓は不燃性の材料を使うようにした。

第11条から第15条までは仮設興行場に関する規定で、仮設興行場を設置する場合には管轄の警察署の許可を受けなければならない。使用期間は20日を超えてはならず、延長する場合には

警察署長の許可を得るようにしている。内部の設置構造は常設館と同じように規定し、男女の座席を区分し、演技者と観客の接触を厳格に制限している。

第16条は興行場に専属の芸能人や映画説明者を雇用する場合の申告に関する規定で、被使用人は本籍、住所、氏名、生年月日、芸能人の場合は履歴書を、映画説明者の場合は免許証写本を添付して所轄警察署に申告するようになっていた。彼らが公安を害したり、風俗を乱したりした場合には所轄警察署が就業を停止したり、解雇を命じられるようにした。

第17、18、19条は映画説明業者の免許取得及び取消に関して規定している。活動写真の説明を職業としたい者は本籍、住所、氏名、生年月日及び芸名のある者は芸名と履歴書を添えて所轄警察署経由で平安南道庁に出願し、免許を受けるようにしている。説明業の出願者は公安を害したり風俗を乱す等、就業上不適当と認められる場合には免許が下りない場合もあり、免許取得者といえども免許停止や取消¹⁴ができるようにしている。

第20条から22条までは演劇脚本又はフィルム及びフィルム説明書検閲に関する施行手続きを規定している。演劇又は映画の興行をする場合、使用する演劇脚本又はフィルム及びフィルム説明書を所轄警察署に提出して検閲を受けなければならない。初めて興行する場合には5日前までに検閲を申請せねばならず、公安や風俗を害する要素があると認められる場合には所轄警察署長が禁止又は制限できるようにしている。検閲上支障がないと認められる場合にはフィルムには検閲証を交付し、脚本やフィルム説明書には正本に検印した。フィルム検閲証の有効期間は1年で、万一検閲証を紛失したり、毀損した場合には、5日以内に申告して再交付を受けるようにしている。

第23条と24条は興行許可と興行時間に関する取決めで、興行したい場合、所轄警察署に出願して許可を受けるようにしている。出願時には興行場所、興行の種別、興行時間及び開閉場時間を申告し、脚本又は説明書、映画の場合はフィルム検閲証の写本とフィルム説明書を提出するようにしている。興行時間は午前7時から午後12時までの間の12時間以内と規定している。

第25条は興行内容として認められない内容を定めたもので、映画では検閲方針と解釈できる内容である。この条項で興行不可とされる内容を列挙してみると以下の通りである。

1. 勸善懲悪の趣旨に反したり、犯罪の方法手段を助長する内容と認められるもの
2. 猥褻又は残酷で、風紀を乱す内容と認められるもの
3. 妄りに時事を風刺したり、政談に紛らわしいもの
4. 民心の融和を阻害するところのあるもの
5. 衛生上有害と認められるもの
6. その他、公安又は風俗を害する内容と認められるもの

このような内容がある場合、興行許可を取消するか、臨検警察官が興行を停止又は制限できるように規定している。

第26条は興行中に遵守すべき事項を16項目にわたって詳細に言及している。

1. 映画の上映や演劇の公演中に観客の容貌が認識できる程度の不滅燈を設置すること
2. 場内は清潔にし、敷物は日光に曝し、便所には時々防臭剤と消毒剤を散布すること
3. 休憩時間中は窓や扉を適当に開放して換気と採光をすること
4. 興行終了毎に場内と便所の掃除をすること
5. 非常口の扉は容易に開閉できるようにし、非常口や通路、周囲の空地に障害物を置かないこと
6. 非常口や消火栓、消火器のある場所に適当な標示をし、夜間は赤色燈を点じること
7. 詐欺的な方法で客を誘引しないこと
8. 定員を超過して入場させないこと
9. 男女家族席の区別のあるものはそれを犯さないこと
10. 観客を舞台や楽屋に入れたり、俳優を客席に入れたりしないこと
11. 下足を座席に持ち込ませないこと
12. 休憩時間以外に飲食物を販売したり、広告を配布するために場内を徘徊しないこと
13. 臨検の警察官の要求に応じて脚本や説明書、芸人の鑑札等を提示すること
14. 火鉢、煙草盆、敷物等火災の原因となるものは、興行終了後に火気のないことを確かめて置き場所にしまうこと
15. 同一地域内で火災があった場合は直ぐに場内の見やすい場所に掲示すること
16. その他警察署が特別に命令した事項

第27条は映画興行において第26条以外に遵守すべき事項について述べている。映画興行中には1時間に5分ずつ休憩時間を設けるようにし、映写室には担当の技師以外は出入を禁止して消火器を設置するなどの火災予防に万全を期するようにしている。

第28条では観客が遵守すべき事項、入場料、客席の定員等を興行場内部の目につく場所に掲示するようにしている。

第29条は観客が興行中場内で守らなければならない事項を規定している。観客は男女家族席の区別を遵守し、放談高話やむやみに起立することを禁じ、楽屋や舞台に出入しないようにした。万一、場内で公安や風俗を害した場合には臨検警察官が行動を制限したり、退場を命じられるように規定した。

第30条は衛生上必要と認めた場合、所轄警察署が興行場内での飲食物の販売を制限したり禁止するようにしている。

第31条は興行場において映画上映を1ヶ月に11日以上、仮設興行場では4日以上越えてはならず、延長が必要な場合には所轄警察署長の認可を受けるようにした。

第32条は興行場の看板や広告物の設置に関する規定で、所轄警察署に設置する場所や形態を申告して許可を受けるようにしており、その大きさは5尺平方以内とした。

第33条は興行場を他の集会等の目的で使用する場合、所轄警察署の許可を受けるようにして

いる。

第34条から第38条までは本取締令違反に対する処罰の規定であり、第39条と最終条項の第40条は附則となっている。

以上の如く平安南道の「興行取締規則」は前年度の1921年（大正10）に東京で制定された「興行場及び興行取締規則」と、大阪の「大阪府観物場遊覧所取締規則」を踏襲したもので、以後、朝鮮の各道で制定された興行取締令に影響を与えた。これにより、興行業者達は従来の所轄警察署による非原則的に近い検閲と興行場取締から脱出することができたが、結果的には興行取締令による複雑で厳格な興行場許可制と興行人認定制に縛られることになった。

2. 「活動写真フィルム検閲規則」による中央統一検閲の実施

映画検閲の全国統一実施とその背景

1922年（大正11）以降制定されていった各道の興行場及び興行取締令により、映画検閲の基本方針が立てられるようになったが、上記の平安南道「興行取締規則」の第25条のように、検閲方針が興行物取締の一環になっており、具体的な基準のないまま所轄警察署の検閲担当者の観点に左右されるしかなかった。こうした当時の検閲状況のせいで、興行業者のみならず取締の主体である当局も検閲に当たって混乱していた。そのことに関して朝鮮総督府が発行した『朝鮮』には次のような記述がある。

1922年4月から京畿道は道令として「興行及び興行場取締規則」を發布し、警察部保安課内に新しく映写室を設置して検閲するようになった。他道でもこのように検閲を施行するようになったが、道によってはまだ施行されていないところもあり、施行しても各道毎に違った視点から活動写真を取締っているので興行業者も苦勞し、取締官憲も混乱している¹⁵。

一度検閲を受けた映画であってもそれを他の道で上映したい場合には該当する道の所轄警察署で再度、その地の基準に基いた検閲を受けなければならなかった。各道を巡回しながら上映する人気作品は説明台本にそれだけの上映許可の捺印がなければならなかった。さらに、当時の日本の検閲体制も朝鮮と似通っていたので、日本で製作された映画や日本を経て輸入された外国映画の説明台本には日本の各府県の検閲証明が記載され、朝鮮の各道の警察署長の検閲証明が捺印されていた¹⁶。

しかし、映画が大衆化して常設館が全国的に急増し、各道の警察署の映写設備の不足で映画の検閲が説明台本の検閲に過ぎなくなると、検閲制度の改善が提議されるようになった。それで、1924年（大正13）6月に開催された各道の警察部長会議で煩雑な検閲制度の改善と検閲上の施設問題などが討議され、同年9月に各道の協定によって検閲の統一制度が成立、朝鮮総督府の通牒で各道に公示された。

統一制度では京畿道、慶尚南道、平安北道3道で検閲を終えた映画は朝鮮のどこでも上映が可能になり、有効期間が1年となった。検閲は、京畿道は当時の京城、慶尚南道は釜山、平安北道は新義州の警察署で実施された。検閲場所がこのように決められたのは地理的要因によるもので、京城、釜山、新義州は映画の輸入される経路上にあり、又各地から接近が容易なためであった。

しかし、3道の検閲で許可を受けた映画といえども、地方毎に興行取締令¹⁷が異なったので上映が中止される場合もあって興行業者や取締官達にとっては依然として煩わしいものであった¹⁸。特に映画が急速に大衆化して常設館も増加¹⁹し、混乱はさらに深刻化して朝鮮総督府内部でも映画検閲の全国的な統一制度が強く望まれるようになった。

こうした状況については日本の内務省や台湾総督府でも見解が一致し、全国の統一検閲制度が準備されていた。朝鮮総督府でも全国に統一検閲制度を導入することで、地方毎のばらばらな興行取締令による検閲基準の差をなくし、大衆に大きな影響力を持つ映画に対する検閲権を掌握しようとした。

朝鮮総督府では映画検閲の全国統一を前にした1926年（大正15）4月に検閲主管の部署を従来の警務局保安課²⁰から警務局に新設された図書課に移管した。図書課では既に全国の新聞、雑誌等の出版物に対する取締を行っており²¹、図書課で映画検閲をするようになったのは、映画の大衆媒体としての本質上、新聞や雑誌等の出版物に比べて取締の目的に違いがないという理由によるものであった²²。

朝鮮総督府は同年7月5日の府令第59号でいよいよ「活動写真フィルム検閲規則」を制定公布し、総督府5階に映画検閲のための映写室を設けて、8月1日から警務局図書課が統一した検閲を実施するようになった。

日本における「活動写真フィルム検閲規則」の施行

朝鮮総督府で実施するようになった「活動写真フィルム検閲規則」は日本国内において内務省令で施行された同名の検閲規則をそのまま適用したものである。日本では既に映画が大衆的に広く普及し始めた1910年代の半ばから映画興行者等は、各地方ごとに行なわれた映画検閲の不合理的な理由とし、中央統一実施を主張してきた。しかし、統一案についての賛成論と反対論が対立して実行できずにいた。『日本映画年鑑大正15年版』によると当時の内務事務官の石井錦樹は次のように語っている。

地方の情況、都鄙の風潮に依って検閲の標準は自ら異なるべきものであって、これを統一するは却つて各地の特殊の事情に適せず、検閲の寛厳宜しきを失する所以であるという反対論と検閲の如き国家事務に就いては、元來其の標準は一たるべきものであって、同一内容の映画に対し国家の発動が二途に出づるが如きは、不体裁と云ふに止らずして、寧ろ不合理であると云ふ賛成論とに、設分れて議容易に決せず之に加ふるに、当業者の便宜問題、或は予算関係等が絡まって、遂に今日に至った次第である²³。

こうした賛成論と反対論の中で日本の府県別の映画取締は前記したように「観覧物及観覧場取締規則」又は、「興行及び興行場取締規則」により興行及び興行場取締の一環として実施された。即ち、映画の取締は「風俗営業取締」の対象として捉えられ、数ヶ所或は数十ヶ所の興行場所ごとの取締機関によって別々の基準と方針により検閲を受けなければならなかった。しかし、映画の普及が急速に増加し、1925年（大正14）の常設館数が1,000館²⁴を数えるようになると、地方毎の無原則で頻繁な検閲についての興行者等の不満の声も高まり、検閲中央統一が実行されるようになった。同年第50議会において、「フィルム」検閲統一に関する予算59,424圓が通過し、7月1日から「活動写真フィルム検閲規則」が内務省令で施行されるようになったのである。

しかし、日本政府は興行業者の不便を解消するだけの理由で莫大な予算を掛け、組織を整備し統一した検閲に臨んだわけではなかった。さらに重要な理由は映画の社会影響力の増大についての国の統制措置にあった。この映画検閲統一の動因については、当時主務部署の警報局の川崎局長が同規則の施行直後8月4日に行った「活動写真取締ニ関スル府県主任官事務打合せ議」における挨拶文によく表れている。

（前略）活動写真ハ各位ノ己ニ承知セラルル如ク最近益々発達流行シテ至ル処ニ之カ興行ヲ見サルコトナク民衆娯楽トシテ他ニ比類ナキ勢カラ占ムルニ至リ當ニ娯楽ノ方法タルニ止マラス教育、産業、政治其ノ他諸種ノ宣伝ノ具ニ供セラルルノ傾向モ亦漸ク著シク善悪共ニ其ノ社会人心ニ及ホスノ影響頗ル大ナルモノアルニ至レリ從テ之ニ對スル警察取締ノ主要方法タル検閲ニ付テハ特ニ注意ニ注意ヲ加ヘ一面優良ナル映画ノ発達ヲ阻害スルコトナク他面社会ニ有害ナル映画ハ十分ニ之ヲ取締ルコトヲ要シ其ノ判断ニハ自ラ特殊ノ智識ト経験トヲ要シ専門ニ其ノ事ニ當ラシムルノ必要アリ是レ今回検閲ヲ中央ニ統一スルニ至リタル理由ノ一ナリ從來検閲ハ地方ニ於テ之ヲ行フノ制ナリシヲ以テ其ノ管轄ヲ異ニスル毎ニ一個ノ「フィルム」ニ付テモ数次或ハ数十次ノ検閲ヲ反復セサルヘカラサルノ不便アリ之カ為ニ行政上ノ能率ヲ浪費スルノミナラス当業者ニハ不要ノ手数ト煩累トヲ科シ又地方ニ依リ判断ヲ異ニスルモノアルカ為ニ時ニハ其ノ適從スル所ニ迷ハサル等ノ事例ヲ生スルニ至リ若シ之ヲ統一シテ検閲シ其ノ効カラ全国ニ認ムルニ於テハ官民共ニ得ル処少カラサルモノアルヘシ是レ其ノ検閲ヲ統一シタル理由ノ一ナリ（以下省略）²⁵。

以上のように映画検閲を中央統一しようとした理由は、映画の発達による社会影響力の増大に従う警察取締の必要性和、各地方ごとの検閲という不合理の打破にあった。この二つの理由の中で警察取締の必要性を一番目の理由として挙げたのは、中央統一検閲案の「活動写真フィルム検閲規則」が国家権力による本格的な映画統制の始まりだったからである。

その統制案は1年後に朝鮮と台湾に渡り、それぞれの総督府により8月1日から施行されるよう

になった。1926年（大正15）当時朝鮮に26館（1927年10月には32館²⁶）、台湾に4館²⁷の常設館があって、日本に比べるとごく少数だったが、日本での実施後早々に映画検閲の中央統一が植民地まで及んだのは、大衆化していく映画に対する国家権力による統制の意味が強かったことを示している。

朝鮮総督府の「活動写真フィルム検閲規則」の全文

映画検閲中央統一案の「活動写真フィルム検閲規則」（附録-7）は13ヶ条（内務省令の場合は違反者罰則を細分化して15ヶ条）からなっている。その内容は、検閲映画の範囲、検閲申請の方法、検印の押捺、検閲処分、手数料、違反者の処罰等について規定している。朝鮮総督府が1926年（大正15）7月5日に公布した同規則の全文は次のようである。

活動写真「フィルム」検閲規則

第一條 活動写真ノ「フィルム」ハ本令ニ依リ検閲ヲ経タルモノニアラサレハ之ヲ映写シテ多衆ノ観覧ニ供スルコトヲ得ス

第二條 「フィルム」ノ検閲ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ「フィルム」及其ノ説明台本ニ部ヲ添ヘ朝鮮総督ニ申請スヘシ

一 申請者ノ住所及氏名（法人ニ在リテハ其ノ名称、主タル事務所並代表者ノ住居及氏名）

二 「フィルム」ノ題名（外国製ノモノハ原名及訳名）、製作者、巻数及メートル数

儀式、競技其ノ他輕易ナル時事ヲ実写シタル「フィルム」ニシテ朝鮮総督ノ検閲ヲ受クル暇ナキモノニ付テハ映写地ヲ管轄スル道知事ニ於テ之カ検閲ヲ為スコトヲ得

道知事ハ前項ノ規定ニ依ル職権ヲ警察署長ニ委任スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ検閲ヲ受ケムトスル者ハ第一項ノ例ニ依リ道知事又ハ警察署長ニ申請スヘシ

第三條 検閲官庁ハ其ノ検閲スル「フィルム」ニ付公安、風俗又ハ保健上支障ナシト認ムルトキハ其ノ「フィルム」ニ第一号様式ノ検印ヲ押捺シ説明台本ニ第二号様式ニ依リ其ノ旨記載ス但シ道知事及警察署長ハ検印ノ押捺ヲ省略スルコトヲ得

第四條 朝鮮総督ノ検閲ノ有効期間ハ三年トス

道知事及警察署長ノ検閲ノ有効期間ハ三月トシ其ノ道内ニ限り効力ヲ有ス

検閲官庁公安、風俗又ハ保健上必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス検閲ノ有効期間又ハ地域ヲ制限シ其ノ他条件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條 検閲官庁其ノ検閲ヲ経タル「フィルム」ニシテ公安、風俗又ハ保健上支障アルニ至リタリト認ムルトキハ其ノ映写ヲ禁止又ハ制限スルコトアルヘシ

検閲官庁前項ノ規定ニ依リ映写ノ禁止ヲ為シタルトキハ「フィルム」ノ所持者ニ対シ其ノ

「フィルム」及説明台本ヲ提出セシメ検印及記載事項ヲ抹消シ制限ヲ為シタルトキハ説明台本ヲ提出セシメ其ノ旨記載スヘシ

第六條 検閲ヲ経タル「フィルム」ノ題名若ハ巻数ヲ変更セムトスルトキ又ハ「フィルム」ノ一部ヲ切除セムトスルトキハ「フィルム」及其ノ説明台本ヲ添ヘ当該検閲官庁ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 「フィルム」ノ検閲ヲ受ケムトスル者ハ左ノ手数料ヲ検閲官庁ニ納付スヘシ

一 朝鮮総督府ニ於テ検閲スル「フィルム」ニ付テハ三メートル又ハ其ノ端数毎ニ五錢但シ其ノ検閲後三月内ニ同一申請者ヨリ検閲ヲ申請スル当該「フィルム」ノ複製品及有効期間經過後六月内ニ検閲ヲ申請スル当該「フィルム」ニ付テハ三メートル又ハ其ノ端数毎ニ二錢

二 道知事及警察署長ノ検閲スル「フィルム」ニ付テハ三メートル又ハ其ノ端数毎ニ一錢

検閲官庁ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ手数料ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

手数料ハ収入印紙ヲ用ヒ検閲申請書ニ貼附スヘシ

既納ノ手数料ハ之ヲ還付セス

第一項第一号ノ規定ノ適用ニ付テハ申請者ノ相続人又ハ承継者ハ之ヲ同一申請者ト看做ス

第八條 警察官吏又ハ検閲ニ従事スル官吏ハ「フィルム」ヲ映写シテ多衆ノ観覧ニ供スル場所ニ臨検スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ検閲ニ従事スル官吏ハ其ノ証票ヲ携帯スヘシ

警察官吏又ハ検閲ニ従事スル官吏ハ「フィルム」又ハ説明台本ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第九條 「フィルム」ノ検印ヲ毀損シタルトキハ「フィルム」ヲ当該検閲官庁ニ提出シ更ニ検印ノ押捺ヲ受クルヘシ

説明台本ヲ亡失若ハ毀損シ又ハ其ノ記載ヲ汚損シタルトキハ更ニ説明台本ヲ当該検閲官庁ニ提出シ第三条ノ規定ニ拠ル記載ヲ受クヘシ

第十條 第一条ノ規定ニ違反シタル者又ハ第五条第一項ノ規定ニ拠ル禁止若クハ制限ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役若ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

第十一條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

一 第二條ノ申請書ニ虚偽ノ記載ヲシタル者

二 第四條第三項ノ命令ニ違反シタル者

第十二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 第五条第二項ノ命令ニ違反シタル者

二 許可ヲ受ケスシテ第六條ノ規定ニ拠ル「フィルム」ノ題名若ハ巻数ノ変更ヲ為シ又ハ「フィルム」ノ切除ヲ為シタル者

三 第八條第一項ノ臨検ヲ拒ミタル者

四 第八條第三項ノ規定ニ拠ル「フィルム」又ハ説明台本ノ提示ノ要求ニ応セサル者

五 第九條ノ規定ニ違反シタル者

第十三條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ本令ニ違反シタルトキ

ハ本令ニ規定スル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附則

本令ハ大正十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前道知事ノ検閲ヲ経タル「フィルム」ニシテ本令施行ノ際現ニ効力ヲ有スルモノハ其ノ有効期間ニ限り本令ニ依リ検閲ヲ経タルモノト看做ス

「活動写真フィルム検閲規則」による検閲施行

従来ノ映画検閲ハ主に興行及び興行場取締規定により行なわれたために、興行用ノ映画が対象となっていたが、「活動写真フィルム検閲規則」による映画検閲ハフィルムを素材として作られた全テノ映画を対象としている。即ち、非興行用、個人又は団体ノ所有に関わらず、人ノ前で映写をするフィルムハ全テが検閲ノ対象となった。

内務省ノ同規則により検閲済ノ映画でも朝鮮と台湾などノ植民地に移入される場合は、再度現地ノ検閲を受けなければならなかった。植民地における風俗習慣乃至民心ノ傾向などについて検閲当局ノ立場から日本と同一視することはできなかつたのである。

又フィルムノ種類についても通常ノ35ミリハ勿論、16ミリ等ノ小型映画も検閲ノ対象となり、朝鮮内ノ映画ハ其ノ上映目的、上映者、フィルムノ種類等を問わずに全テが検閲を受けなければならないことになった。唯一例外としては、朝鮮軍²⁸ノ所有している映画²⁹を軍隊において上映する場合のみハ、総督府ノ検閲を省略し映画ノ題名、巻数、メートル数を総督府ノ検閲当局に通知すればよかつた。

検閲対象ノフィルムハ前記ノ「活動写真フィルム検閲規則」第二條ノ形式を揃えた申請書類とフィルムを提出して検閲を申請する。申請書類とは検閲手数料³⁰を納付する一般ノ映画ノ場合は検閲申請書及び説明台本2部を添付し、手数料免除映画ノ場合は申請書と台本ノ外に手数料免除申請書2通を加えて提出した。ここでいう手数料免除映画とは、官公署が所有するフィルムで官公署ノ事業に関する宣伝、奨励、指導関係ノ映画、学校が所有するフィルムで学術研究その他教育のために学生に映写するもの、新聞社又はその他公益法人等ノ団体が所有するフィルムで社会教育、衛生、産業その他公益に関する目的を以て無料で映写する映画をいう。

総督府においてノ統一検閲ハかなり厳しく実施され、検閲方法として直接的な印象のみを検討するのではなく、内面的諸要素にまで綿密に査閲を受けた。そのために当局では二つの段階を経て検閲を行なつた。最初は提出された映画台本を通して、表現目的、内容、構想等映画がもっている全テノ内容について精密に検討し、その後映画を映写しながらスクリーン上での表現や観客へ与える情緒等について査閲を行なつた。即ち、映画検閲ハ台本査閲とフィルムノ検写という二段階ノ方法で厳しく実施された。

台本査閲ハ形式上では申請書に記載されている題名、製作者、巻数、メートル数その他相違点を調査する。しかし、実質上ハ其ノ構成ノ全体或いは部分的に公安風俗等ノ点で支障ノ有無を検査する。

そして、検閲当局が統計上に使うために其ノ映画ノ種類を区分した。先ず、全テノ映画を劇

映画又は非劇映画に大別した。劇映画は時代物と現代物³¹に、又目的により娯楽、宣伝³²、教化、時事と分け、内容によっては恋愛劇、人情劇、活劇、家庭劇、社会劇、史劇、探偵劇、怪奇劇、伝説劇、童話劇、その他に区分した。それを総合して正劇、喜劇、悲劇、笑劇等に区別し、宣伝物においては産業、衛生、勤儉、防災、宗教、軍事、政治、その他等各種の映画に分類した。これらは映画界一般の統計の基礎となり、査閲結果統計の資料としても提供された。「活動写真フィルム検閲規則」が施行された初年度（1926年8月～1927年7月まで）に朝鮮で製作された映画を総督府図書課では次のように分類している。

表<4-2>朝鮮映画製作状況（1926年8月～1927年7月）

劇種	題名	巻数	米数	製作者	摘要
現・恋・悲	開拓者	6	1,512	高麗キネマプロダクション	
時・活・正	山寒王	5	1,022	鷄林映画協会	
現・人・悲	アリラン	7	1,599	朝鮮キネマプロダクション	
現・恋・正	鳳凰ノ冕旒冠	6	1,401	鄭基鐸プロダクション	爾後作品ナシ
現・人・正	風雲児	7	1,815	朝鮮キネマプロダクション	
現・恋・悲	悲恋曲	6	1,592	東亜文化協会	
同	不忘曲	5	687	徳永プロダクション	
同	紅恋悲恋	8	1,515	同	
時・恋・悲	春香伝	9	2,060	東亜文化協会	現在製作セス
現・活・正	怪人 正体 (怪人の正体)	7	1,313	極東キネマプロダクション	
現・恋・悲	長恨夢	8	2,108	鷄林映画協会	爾後作品ナシ
現・恋・喜	野鼠	7	1,608	朝鮮キネマプロダクション	
現・恋・悲	黒 白 (黒と白)	7	1,038	金澤潤映画社	
時・人・悲	沈清伝	7	1,395	白南プロダクション	爾後作品ナシ
同	薔花紅蓮伝	8	1,567	団成社撮影部	
現・人・悲	楽園 (楽園を探す我等)	7	1,951	極東キネマプロダクション	爾後作品ナシ
現・家・正	(金魚)	11	2,679	朝鮮キネマプロダクション	
現・恋・悲	籠中鳥	5	1,142	同	

出典：『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、46頁。

* 劇種欄‘時’は時代劇、‘現’は現代劇、‘人’は人情劇、‘恋’は恋愛劇、‘活’は活劇、‘家’は家庭劇、‘正’は正劇、‘悲’は悲劇、‘喜’は喜劇の略。

第2段階の査閲はスクリーン上で行なわれ、説明台本と実際のフィルムが一致しているのか、各画面が公安風俗上問題はないのかについて検写した。

このような検閲における基準はどのようなものであったのか。総督府においての検閲基準を分析する資料はまだ見つかっていない。しかし、日本の「活動写真フィルム検閲規則」を施行するための検閲基準を参考にしたことは確かだと思う。ここに公安と風俗という両柱からなる当時日本の検閲の主要項目を紹介することにしよう。

(甲) 公安	統計略号
1. 皇室に関するもの	皇室
2. 朝憲紊乱に関するもの	朝憲
3. 国家の威信に関するもの	国家
4. 社会組織に対する思想に関するもの	社会
5. 民族革新に関するもの	民族
6. 国交に関するもの	国交
7. 社会紛議に関するもの	紛議
8. 国体的争闘に関するもの	争闘
9. 犯罪の誘発に関するもの	犯罪
10. 公務の執行に関するもの	公務
11. その他	公、その他

(乙) 風俗	
1. 敬神、宗祖、信仰に関するもの	敬宗
2. 残酷に関するもの	残酷
3. 醜悪に関するもの	醜悪
4. 姦通に関するもの	姦通
5. 淫蕩、卑猥に関するもの	淫卑
(1) 接吻 (2) 抱擁 (3) 裸形 (4) 舞踊	
(5) 痴態 (6) 性的暗示 (7) 遊興	
(8) その他 (淫卑、その他)	
6. 人の名誉に関するもの	名誉
7. 業務の荒廃に関するもの	業務
8. 教育上の支障に関するもの	教育
9. 児童の悪戯に関するもの	悪戯
10. 家庭の風習に関するもの	家庭
11. その他	風、その他 ³³

朝鮮総督府映画検閲における「警察的見解」

朝鮮総督府における統一検閲が特に厳しかったのは、上記の検閲基準で取締られた台本査閲

とフィルム検写以外にも、朝鮮における「警察的見解」³⁴という曖昧な基準があったからである。映画が如何に文学的又は芸術的な立場から見て崇高に評価されたとしても、総督府検閲当局者が反社会的等の「警察的見解」を示すと拒否、制限等の処分を受けなければならなかった。総督府の元検閲官であった岡桐松は『映画観照』で検閲官の映画検閲の立場について次のように語っている。

検するものより検せらるるものの方がズット詳しく知っているという奇現状を呈する。純文芸的高級映画の検閲に携わってもこの事は謂い得る、何故ならば検閲係官は一介の官吏であって文芸的専門家乃至その方面の学者ではないからである。

現在の検閲制度上から謂へば如上の点は一見大なる矛盾として横はって居るかに見へるしかしこの場合検閲係官の逃げ途は唯一つ通じて居る、それは俺たちは映画を警察行政の対照として検するのであるだから、その映画の持つ内容に対して夫々専門的知識を有することを必要としない、警察上の必要から検する者は警察的知識の充分なる所有者であればよいと謂ふのである³⁵。

要するに映画の作品性の高さなどは検閲担当者の判断基準にならない。映画全体の内容或いは部分的な内容、場合によっては一つのショットだけでも朝鮮社会及び民衆に植民地統治上に反する影響を与える可能性のあるものは取締の対象となった。このような朝鮮「特殊事情」のために、日本では輸入上映許可を得た映画でも、朝鮮においては上映拒否されたり、場面がカットされたりする場合が多かったのである。その実例を挙げてみよう。

『ベンハー』 (1922)

—ユダヤ民族の受難を描いたMGM社のこの作品はローマ支配下のユダヤ民族の強い抵抗心が目立っているとこのことで大制限を受けて、内容が分からない程カットされた³⁶。

『ヴォルガの舟唄』 (1926)

—ロシア革命を背景としたメロドラマであるこの作品は日本では1927年10月12日無制限で一応は上映許可されたが³⁷、朝鮮においては民衆に反社会的な影響を与える危険性があるということで拒否処分（朝鮮内上映不許可）にされてしまった³⁸。

『アジアの嵐』 (1928)

—ロシアのブドフキン監督の作品で、中国を中心とする民族解放闘争が高まっていた頃に製作された。モンゴルを占領したイギリス軍とロシアパルチザンとの闘いを通して民族解放闘争を描いたもので、日本に輸入されて1930年（昭和5）にキネマ旬報無声映画部門ベストテン2位にランクされたが、朝鮮では「警察的見解」により大制限処分にされ多くの箇所がカットされた。

『トウルクシブ』（1929）

—ロシアのヴォストーク・キノの製作した映画で、トウルケスタンとシベリアをつなぐトウルクシブ鉄道建設の経済的意義をテーマにした記録映画である。この映画はロシアの国情を訴えるものとして朝鮮民衆に悪影響を及ぼす可能性があるとの理由で拒否処分されて朝鮮で上映できなかった³⁹。

『人生案内』（1931）

—この映画はロシアのニコライ・エック監督の作品で「ソビエト連邦には浮浪青少年があってはならぬ。彼等を青春澆刺たる且つ幸福なる市民たらしむべし」というレーニンの言葉をテーマにして作られたロシア最初のトーキー映画である。日本に輸入され芸術的で優秀な映画として認められ、文部省の推薦を受けた作品だったが、朝鮮では検閲却下となり拒否処分された。ロシアの国情を訴えるものは朝鮮民衆に対する悪影響を及ぼす恐れがある⁴⁰というのがその理由だった。

『乞食学生』（1936）

—18世紀の始めポーランドがロシアの植民地だった時代を背景にした映画で、ポーランドの独立運動の話も取上げられている。ドイツのゲオルク・ヤコビー監督のこの作品も内鮮融和に悪影響を及ぼすという理由で拒否処分された。

「活動写真フィルム検閲規則」による中央統一検閲機関での「警察的見解」による検閲は、植民地の統治期間中、反社会的影響を及ぼすとか内鮮融和に反すとか等の理由で続けられた。この「警察的見解」は段々強化され、1940年代には「朝鮮映画令」により「朝鮮統治上支障を來す処あるもの」という項目に成文化され、映画検閲上朝鮮における「特殊事情」として取締られた。

総督府による映画検閲は以上の如く、台本査閲、フィルム検写、さらに「警察的見解」を加えた検閲のために大変厳しかった。当時の『キネマ旬報』では、朝鮮映画不振の原因⁴¹の一つとして検閲の厳しさを指摘した程であった。

検閲処分の種類と統計

フィルム検閲において公安風俗上の問題、又は「警察的見解」による反社会性の問題等の有無から、「検閲済」、「拒否」及び「制限」の処分を受けた。無制限の「検閲済」は何等問題点なしとして申請のまま上映されることを意味する。この場合は「活動写真フィルム検閲規則」第3条の規定により、フィルムには第一号様式の検印を押捺し、説明台本には第二号様式⁴²（附録-7）により「検閲済」の記載をし、その有効期間は3年とした。

「拒否」とは、検閲の中でも最も厳しいものでこの処分にされると朝鮮内での上映が禁止さ

れ、死蔵物と化してしまうのである。「拒否」処分にされた映画は前記のように統治上における「警察的見解」による場合が多かった。

「制限」処分はこれを「改訂」、「切除」、「有効期限制限」、「場所的制限」に分けた。「改訂」はフィルムの改訂と説明台本の改訂の2種類があり、前者は映画の内容において全般的に検閲当局の忌避する点が多いために部分的な「切除」処分では不十分な場合には作り直しを下命し、後者は台本上の辞句訂正又はフィルム切除によって台本内容を変更させることをいう。

「切除」処分は下記の統計にも表れているように検閲処分の内で最も多かった。「拒否」及び「改訂」処分は映画の全般的な検討に基づいて行なわれるが、「切除」はフィルムの部分的な表現まで検討し、公安風俗上及び「警察的見解」又は衛生上の問題がありと認める箇所をカットしてしまった。この場合カットされた部分は検閲当局に保管し、検閲申請者が朝鮮内において上映しないとして検閲済証を返納しない限りその切除部分は返還されないのであった。

「有効期限制限」とは、フィルムの摩滅毀損の程度により一般的に与えられる有効期間3ヵ年以内においての上映が不可能と判断される場合、又は映画の内容と当時の社会事情とを対照して或る期間その上映公開を留保する必要があると認められる場合に、有効期限を適当の年限内に短縮又は制限することである。

「場所的制限」には2種類あって、観覧する人を特定の人に限定する場合と、上映する場所を特種の場所に限定する場合である。映画の内容上、地方特有の事情に支障がある場合、又は公安風俗上一般人への公開に問題があると認められた場合は、観衆や上映地域の範囲を限定した。職務上又は研究の目的を持つ医学的、専門的な映画がこの制限に抵触した⁴³。

以下は「活動写真フィルム検閲規則」を施行した1926年（大正15）8月から1935年（昭和10）3月までに朝鮮総督府警務局図書課で行なわれた映画統一検閲の統計表⁴⁴で、当時の検閲状況が一目で分かる。

表<4-3>活動写真「フィルム」検閲統計表

—1926年8月1日から1935年3月31日まで

区分		種別	日本物		外国物
			時代	現代	
申請件数	内地人向		3,791	3,506	3,089
	朝鮮人向		36	169	2,061
	其他		—	3	216
検閲	巻数		26,962	25,974	31,503
拒否	巻数		—	9	52
制限事項	公安	箇所数	204	270	630
		米数	1,028.75	2,341.69	4,883.12
	風俗	箇所数	138	161	3,770
		米数	957.02	810.50	6,832.50

	台本制限	289	266	368
--	------	-----	-----	-----

出典：国学刊行会『日帝下支配政策資料集2巻』高麗書林、1999年、24～25頁を参考に
して作成。

表<4-4>活動写真「フィルム」検閲統計表

－1935年4月1日から1936年3月31日まで

区分		種別	日本物		外国物
			時代	現代	
申請件数	内地人向		562	536	484
	朝鮮人向		14	48	153
	其他		—	1	46
検閲	巻数		4,842	4,701	4,194
	(米数)		(1,087,429)	(1,034,339)	(1,012,591)
拒否	米数		—	53	—
制限事項	公安	箇所数	44	34	76
		米数	192.20	150.85	441.65
	風俗	箇所数	26	40	395
		米数	188.55	158.30	858.45
	台本制限		38	38	85

出典：国学刊行会『日帝下支配政策資料集2巻』高麗書林、1999年、26～27頁を参考に
して作成。

表<4-5>活動写真「フィルム」検閲統計表

－1936年4月1日から1937年3月31日まで

区別		日本映画	外国映画	総計
検閲件数	総件数	1,966	904	2,870
	内手数料免除	744	30	774
検閲巻数	総巻数	9,381	4,770	14,151
	内手数料免除	1,331	47	1,378
検閲米数	総米数	2,084,839	1,145,585	3,230,424
	内手数料免除	253,542	8,790	262,332
検閲手数料収納額		17,687.13	10,525.04	28,212.17
拒否 (不許可 処分)	件数	—	—	—
	巻数	—	—	—
	米数	—	—	—

切除	公安	箇所数	81	88	169
		米数	378.20	486.90	865.10
	風俗	箇所数	114	269	383
		米数	715.93	586.90	1,302.83
説明台本制限			156	100	256

出典：国学刊行会『日帝下支配政策資料集2巻』高麗書林、1999年、298～299頁を参考に
して作成。

以上の表から分かるように検閲処分の中で最も比率が高いのは「切除」で、処分数も多かった。その理由は公安上、風俗上の基準に「警察的見解」を加えた当局の検閲姿勢にあったと思われる。『活動写真フィルム検閲概要』によると、当局では朝鮮に「切除」処分が多くある理由を次のように説明している。

一つは朝鮮の観客が冒険や闘争を主とする活劇を愛好しているためである。外国映画の中で民族闘争、階級闘争を劇中に取り入れたものや、革命や反乱を取材した記録映画の多くのものが朝鮮にもたらされる傾向にあり、賭博、爆発物の乱用、脱獄等の犯罪物が数多く輸入されるのも朝鮮の観客の趣向によるものであり、それでこの種の外国劇に対して多数の切除を加えるのは止むを得ないと切除の多い理由について説明している⁴⁵。

その他の理由は朝鮮の良俗を守り、公安維持上のために多くの場面が切除されたとしている。外国映画の中で特に人情物、恋愛物等を中心に朝鮮の風習に比べて是認できない表現は切除の対象となった。日本映画については表<4-3>のように検閲初期には公安上の切除数が、風俗上の切除数を凌駕した。これについて同文献では風俗上の諸問題については日本と朝鮮との間に大きな隔たりはないが、公安維持上の諸事象に対しては朝鮮に特殊な事情が多く存在するために切除が多かったと説明している。

「活動写真フィルム検閲規則」は以上のような厳格な検閲による映画取締であった。朝鮮総督府における映画統一検閲は、興行者の便宜を図るよりも検閲を通じての映画中央統制が主な目的であったことが分かる。特に朝鮮総督府では同規則を通じて植民地統治上の映画利用における公安風俗を維持し、「警察的見解」による厳しい検閲を加えることになったといえよう。

第4章

- 1 『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府、1931年、1頁。
- 2 『新韓民報』1911年5月24日。
- 3 永井柳太郎、「^マ殖民地の活動写真」『活動之世界』1916年12月号、3頁。
- 4 1905年11月から1910年8月までの時期。
- 5 『毎日申報』1922年3月5日。
- 6 咸鏡北道は1922年2月6日に道令第4号として「興行取締規則」を制定し、2月14日に公布と共に施行した。
- 7 忠清南道は1927年2月1日に道令第1号として「興行及び興行場取締規則」を制定し、2月15日に公布して3月1日から施行した。
- 8 牧野守『日本映画検閲史』パンドラ、2003年、78頁。
- 9 前掲書、『日本映画検閲史』105頁（引用原本は、日本年鑑協会編『演劇年鑑一九二五』、「第九編 興行に関する法規その他」二松堂書店、1925年刊）。
- 10 弁士は映画初期には多様な呼称で呼ばれていた。本稿では初期文献に主に表記されている説明者の呼称を利用して、映画説明者に統一する。
- 11 最初の「大阪府観物場遊覧所取締規則」は明治時代の1903年5月に大阪府令第53号に制定され改定が行われた。
- 12 平安南道令第2号「興行取締規則」『朝鮮総督府官報』朝鮮総督府（復刻版）、アジア文化社、1985年、1922年2月28日号、432頁。
- 13 60cm x 60cm以上の広さに該当。
- 14 この条項により実際に免許取消しになった例を、朝鮮総督府官報第4271号（1926年11月15日付）に公示している。‘朝鮮総督府 平安南道公示第77号 活動写真説明業免許取消’。
- 15 『朝鮮』朝鮮総督府、1931年3月号、129頁。
- 16 『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、2頁。
- 17 3道のうち1ヶ所でも検閲を受けた映画は全国どこでも1年間有効だったが地方毎に制定された興行取締令による映画検閲制度も依然残っており、3道以外の道でも検閲を受けることができ、その場合には該当する道でのみ上映できた。
- 18 それについて当時の『毎日申報』1926年3月7日号は次のように伝えている。

去る1924年9月から新義州、京城、釜山の3ヶ所で検閲していた「フィルム」は実施前に比べて比較的予想外のいい結果を出してはいるが、京城で許可の下りた「フィルム」が地方で禁止される例が時に発生し、各営業者達から非難の声が高まってきたので、警務当局はこの点に関していろいろ検討した結果、この弊害を一掃して朝鮮で最も権威のある検閲制度を実施するために1926年の予算を3万余ウオン計上して、来る4月1日から新義州と京城、釜山の3ヶ所での検閲を廃止して専属検閲官を置いて総督府で直接検閲することにし、同時に取締規則を同一にするために、一度総督府で検閲した活動写真はどこでも自由に上映することにした。

- 19 当時、映画常設館は1915年に13館だったのが1926年には26館、1927年には32館と急増していった。
- 20 3道の映画検閲のうち、京城の場合は管轄区域上朝鮮総督府の警務局が執り行なった。
- 21 日本による占領後、朝鮮では新聞、通信、雑誌その他出版物に対して厳重に統制し、朝鮮人による発行は原則的に許可されなかったが、3.1独立運動後に標榜した文化政治により緩和された。しかし、朝鮮総督府の図書課によって厳格に統制させた。
- 22 岩本憲児、牧野守監修『映画年鑑、昭和編Ⅰ、1-4』（復刻版）日本図書センター、1994年、56頁（原本『映画年鑑大正十五年版』国際映画通信社、1926年、フィルムセンター所蔵）。
- 23 同上。
- 24 同上518~519頁。

2⁵ 柳井義男『活動写真の保護と取締』有斐閣、1929年、395頁

川崎警保局長挨拶要旨（1925年8月4日行なわれた「活動写真取締ニ関スル庁府県主任官事務打合会議」において）

2⁶ 活動写真常設館の状況（1927年10月1日現在）

所在地	館名	観客定員	上映映画の系統	経営者
京畿道	喜楽館	950	日活 其の他一定せず	松田正雄
〃	中央館	733	マキノ 同	藤本省三
〃	黄金館	1,000	帝キネ 同	田村ナヲ
〃	大正館	1,040	松竹 其の他一定せず	福崎濱之助
〃	京龍館	750	日活 同	城南演芸株式会社 代表者石原磯次郎
〃	優美館	520	フォックス 同	柴田三代治
〃	団成社	960	ユニバーサル 同	朴承弼
〃	朝鮮劇場	800	パラマウント 同	清水萬次郎
〃	瓢館	700	マキノ	新田又平
〃	開城館	600	パラマウント 其の他一定せず	後藤要助
全羅北道	喜笑館	700	マキノ	河上好蔵
全羅南道	光南館	543	日活	黒瀬豊蔵
〃	平和館	377	松竹	三原公人
慶尚北道	大栄館	824	日活	大江ウメ
〃	萬鏡館	600	ユニバーサル 其の他一定せず	李濟弼
慶尚南道	幸館	1,000	マキノ	櫻庭幹雄
〃	相生館	805	松竹	新井幸吉
〃	寶来館	700	日活	池田喜作
〃	壽座	377	マキノ	櫻庭幹雄
〃	丸西座	500	同 其の他一定せず	中村肇
〃	晋州座	500	同 同	晋州劇場組合
〃	常盤館	400	同	大力章二
〃	鎮海座	600	同 其の他一定せず	手塚松一
〃	統営座	480	同 同	竹田應吉
平安南道	偕楽館	676	日活、マキノ、パラマウント、フォックス	久保兵次郎
〃	平壤館	538	松竹、フォックス	中平岩蔵
〃	第一館	560	ユニバーサル、パラマウント、 ユナイテッド、フォックス	朴経錫
平安北道	世界館	700	日活、パラマウント	石原桂造
咸鏡南道	遊楽館	660	日活	福井伊三郎
〃	真砂館	400	同	白石源三
〃	咸興劇場	500	マキノ	中村利蔵
〃	東明劇場	535	パラマウント	羅相鶴

備考：忠清北道、忠清南道、黄海道、江原道、咸鏡北道の5道には1927年（昭和2）10月1日迄には活動写真常設館なし。

出典：『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、145頁

2⁷ 前掲書、『映画年鑑、昭和編Ⅰ、1-4』、518～519頁

2⁸ 京城、平壤等に駐屯していた日本軍。

29 朝鮮軍所有の映画目録

映画名	巻数	映画名	巻数
歩兵各個（徒手軽機）教練	1	幽明ノ水	1
歩兵各個（執銃）教練	1	軽機銃ノ機能説明	1
歩兵分隊（小銃軽機）教練	1	誘導弾幕射撃	2
歩兵小隊教練	1	歩兵戦闘法ノ研究	2
馬術諸運動ノ分解及崖ノ降下	1	運動ノ實際	1
野砲教練	1	軍用犬	1
野戦重砲教練	1	戦車ノ行動	1
山砲教練	1	野外騎乗	1
剣術	1	高等馬術	1
基本体操	1	大正十一年富士裾野陣地攻防演習実況	4
久遠ノ光（靖国神社）	3	四五式二十四榴霰付作業及射撃[秘密]	1
剣道大会	2	野山砲ノ射撃及煙幕射撃	1
行李軽重ノ行動（弾薬補給）	3	四年式十五榴及十加射撃（秘）	1
側防機関銃巢撲滅演習	1	四五式十五加難路通過	1
工兵基本作業教練	2	敵前渡河	1
騎兵（前篇）	2	第七師団雪中演習	4
陸軍士官学校	3	四五式十五加ノ運貨船ニヨル海上輸送（秘）	2
歩兵攻撃戦闘	3	旅順開城実況	1
歩兵小隊攻撃戦闘	3	佛軍歩兵小隊戦闘	3
ラウンドアップ	2	歩兵教育「フィルム」（獨国製）	2
運動ノ實際駒場「オリンピック」予選	1	我通信勤務（同）	1
東宮殿下騎兵学校行啓紀念	1	伝令犬ノ教育（同）	1
東宮同妃殿下神宮並山陵参拝	3	軍用伝書鳩（同）	1
陸軍幼年学校ノ起居	4	「ダーメン、ウエーヒ」附近戦場一部（同）	1
消ユル燈火（トラホーム予防宣伝）	1	「タンネルベルヒ」附近ノ戦闘（同）	1
蠅	1	若シ戦ハバ	1
高揚歩調	1	陸海聯合演習（秘）	1
佛国機関銃小隊	2	全国乗馬大会	2
入営ヨリ除隊マデ	3	学生射撃聯盟大会	1
村ノ栄光	4	天壤無窮	3
騎兵陣中勤務	2	一太郎ヤアイ	2
世界的四大選手運動分解	1	辻金蔵	2
「タンク」及其ノ戦闘（獨国製）	1	兎島高德	1
歩兵近接戦闘（同）	4	晴レノ巴里へ	2
敵地内ノ村落戦（同）	1	国ヲ撃ゲテ	4
最前線ノ塹壕（同）	1	東宮殿下御外遊実況	1
「ランス」附近ノ戦闘（同）	1	明ケ行ク空	4
「マッケンゼン」ノ「ドナウ」渡河（同）	2	秩父宮日本アルプス御登山	1
「ダンク」防御法（同）	1	努力	1
玉ノ汗	2	タタカイ	4
猩々ノ手柄	2	雲ノ上マデ	1
フリガン先生ノ働き	1	富士	1
妖術力武術力	1	佛国体操フィルム	11
愛ノ導キ	2	索引自動車隊箱根山通過	2

天幕生活ノ留守番	1	東京幼年学校遊泳演習	1
満壽ノ姫	3	伊国陸軍馬術競技	1
代々木大模擬戦	1	旅順開城	3
乃木將軍葬式	1	乃木將軍の面影	1
良子女王殿下御見学	1	今上陛下御大典鹵簿	1
空海ノ霸王	1	関東地方大震災	4
現代ローマ	1	米国々防デー	1
戦跡ヴェルダン	1	獨乙及露国皇帝閱兵式	1
大正十年特別大演習	3	仙台地方特別大演習	3
新橋	3	航空ページェント	1
第三師団陸海聯合上陸作戦	2	靖国神社大祭	1
除隊式	1	北樺太水中航海	3
学校ノ演習	2	北樺太水中行事	6
姫路中学校軍事訓練	1	静岡県富士郡少年団結団式	2
富士裾野青年団訓練	2	在郷軍人会全国大会	2
戸山学校マスケーム	1	御国の兵隊さん	3
北極ノ怪獣	2	戦車	2
「タンク」ノ行動	1	歩哨教育歩哨の立つ位置に就て	3

出典：『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、139～142頁。

³⁰ 手数料（日本の検閲手数料と同額）

新検閲 3メートルに付5銭

再検閲 3メートルに付2銭

この手数料は日本と同額だったので業界から高いと非難された。それで1928年からは次のように変更された。

新検閲 1メートルに付1銭

再検閲 1メートルに付5厘

³¹ 時代物と現代物の区別は、日本映画においては所謂鬻、西洋物については服装によって決める（『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、33頁）。

³² 主として一定の思想の普及若しくは事実を周知する目的のもの（『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、33頁）。

³³ 前掲書、『活動写真の保護と取締』、669～671頁。

³⁴ 岡桐松「朝鮮に於ける映画の検閲に就て」『朝鮮』朝鮮総督府、1931年3月号、132頁。

³⁵ 岡桐松「映画検閲の立場」『映画観照』映画観照社、1936年7月20日号、7頁。

³⁶ 兪賢穆『韓国映画発達史』韓振、1980年、257頁。

³⁷ 『ヴォルガの舟唄』は封切られて23日後、警視庁保安課より公安を害するものありとして抗議が出され、上映禁止となった（牧野守『日本映画検閲史』パンドラ、2003年、262頁）。

³⁸ 岡桐松「朝鮮に於ける映画の検閲に就て」『朝鮮』朝鮮総督府、1931年3月号、133頁。

³⁹ 池田国雄「朝鮮に於ける映画検閲の特殊性」『国際映画新聞』国際映画通信社、1938年10月上旬号、2頁。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 前田夢郎「朝鮮映画の現状」『キネマ旬報』キネマ旬報社、1930年3月1日号、57～58頁。当時朝鮮映画不振の原因について筆者は次の四つを指摘している。

1. 固定資本の絶無

2. シナリオの皆無

3. 朝鮮検閲制度の存在

4. 配給常設館の僅少

⁴² 『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、104頁。

-
- ⁴³ 岡桐松「朝鮮に於ける映画の検閲に就て」『朝鮮』朝鮮総督府、1931年3月号、134頁。
- ⁴⁴ 国学刊行会『日帝下支配政策資料集第2巻』（復刻版）高麗書林、1999年、24～27及び298～299頁を参照にして作成。
- ⁴⁵ 『活動写真フィルム検閲概要』朝鮮総督府警務局、1931年、89～90頁。